

朝霞市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 144,062	千円 50,993,751	千円 2,574,269	千円 7,422,938	% 14.6	% 14.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

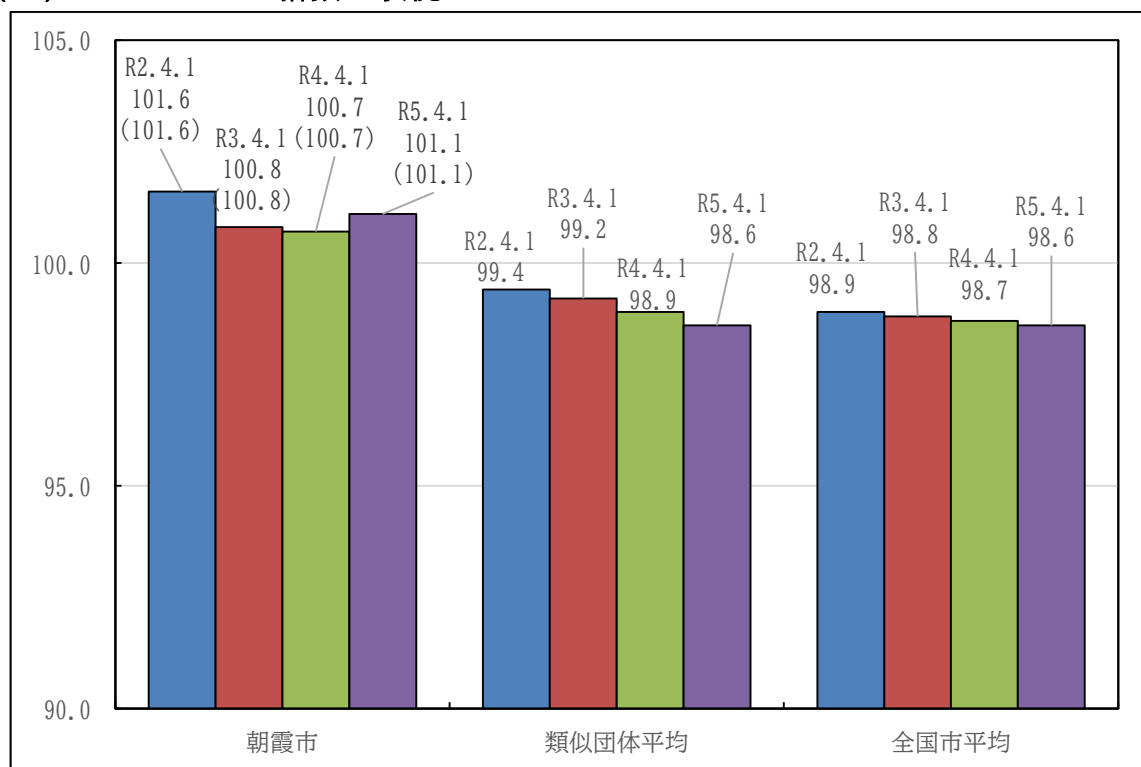
区 分	職 員 数 A	給 与 費				(参考)一人 当たり給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 711	千円 2,633,776	千円 753,067	千円 1,116,228	千円 4,503,071	千円 6,333	千円 6,312

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパ

イレズ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数が100を超えている主な理由としては、人材確保の点から初任給を国よりも4号給高く設定していること、また、職員の昇給・昇格制度が国と異なることなどが挙げられます。職員の給与については、人事院勧告への準拠を基本に県内他市の状況などを踏まえながら適正な給与制度の維持に努めます。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均1.83%の引下げを実施しています。また、技能労務職給料表についても、行政職給料表の見直しを踏まえ、平均1.99%の引下げを実施しています。なお、激変緩和のため、国と同様に3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を設けています。

②地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準12%に対し、朝霞市においても12%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施しており、段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点では10%、給与改定後も10%、平成28年4月1日時点から12%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合				
	平成26年度	平成27年度		平成28年度から 令和4年度まで	令和5年度
		4月1日時点	遡及改定後		
国基準による 支給割合	6%	8%	10%	12%	12%
朝霞市の 支給割合	9%	10%	10%	12%	12%

③その他の見直し内容

単身赴任手当については、国と同様に手当の基礎額と加算額の見直しを実施しています。

(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
朝霞市	42.3 歳	321,395 円	419,464 円	387,435 円
埼玉県	41.8 歳	317,507 円	410,989 円	365,421 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	42.1 歳	314,152 円	413,271 円	364,499 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
朝霞市	56.8 歳	25 人	271,124 円	314,073 円	310,356 円
うち学校給食員	55.3 歳	15 人	289,100 円	338,048 円	334,955 円
埼玉県	55.9 歳	153 人	332,633 円	386,940 円	369,843 円
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	—	329,178 円
類似団体	52.9 歳	32 人	317,817 円	372,763 円	355,112 円

区分	民間			参考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
朝霞市	—	—	—	—
うち学校給食員	飲食物調理従事者	44.8 歳	269,300 円	1.26

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
朝霞市	—	—	—
うち学校給食員	5,459,116 円	3,577,300 円	1.53

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和2～令和4年の3か年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
朝霞市	45.7 歳	402,725 円	533,024 円
埼玉県	39.6 歳	346,584 円	408,405 円
類似団体	41.4 歳	317,165 円	378,795 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分		朝霞市	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	191,700 円	194,711 円	185,200 円
	高校卒	158,900 円	161,396 円	154,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満	経験年数30年以上35年未満
一般行政職	大学卒	287,167 円	363,744 円	396,111 円	415,044 円
	高校卒	※	※	359,783 円	391,770 円
技能労務職	高校卒	—	—	291,425 円	※
	中学卒	—	—	—	※

(注) 職員数が3人以下となる階層では、平均給料月額を記載せずに※としている。

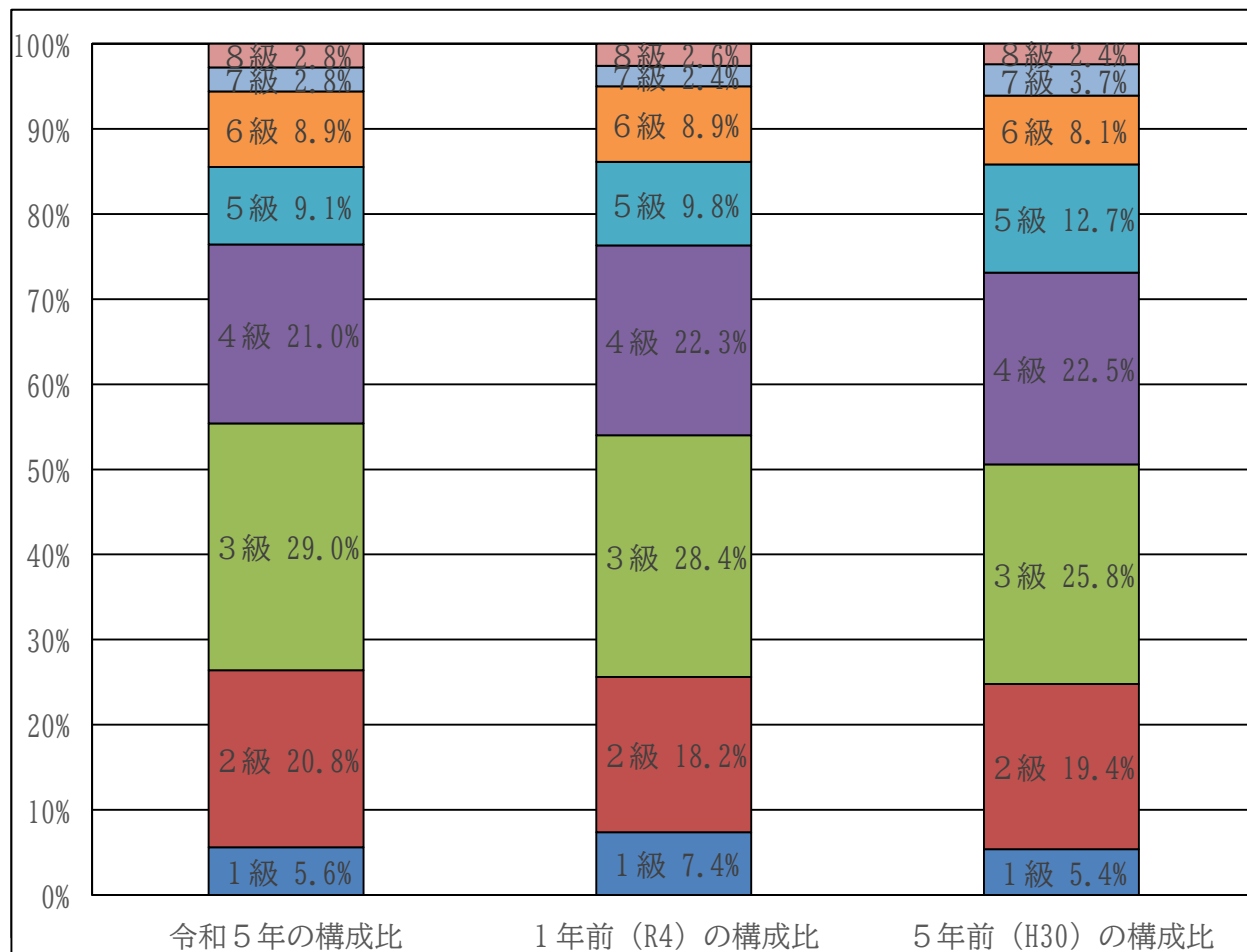
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

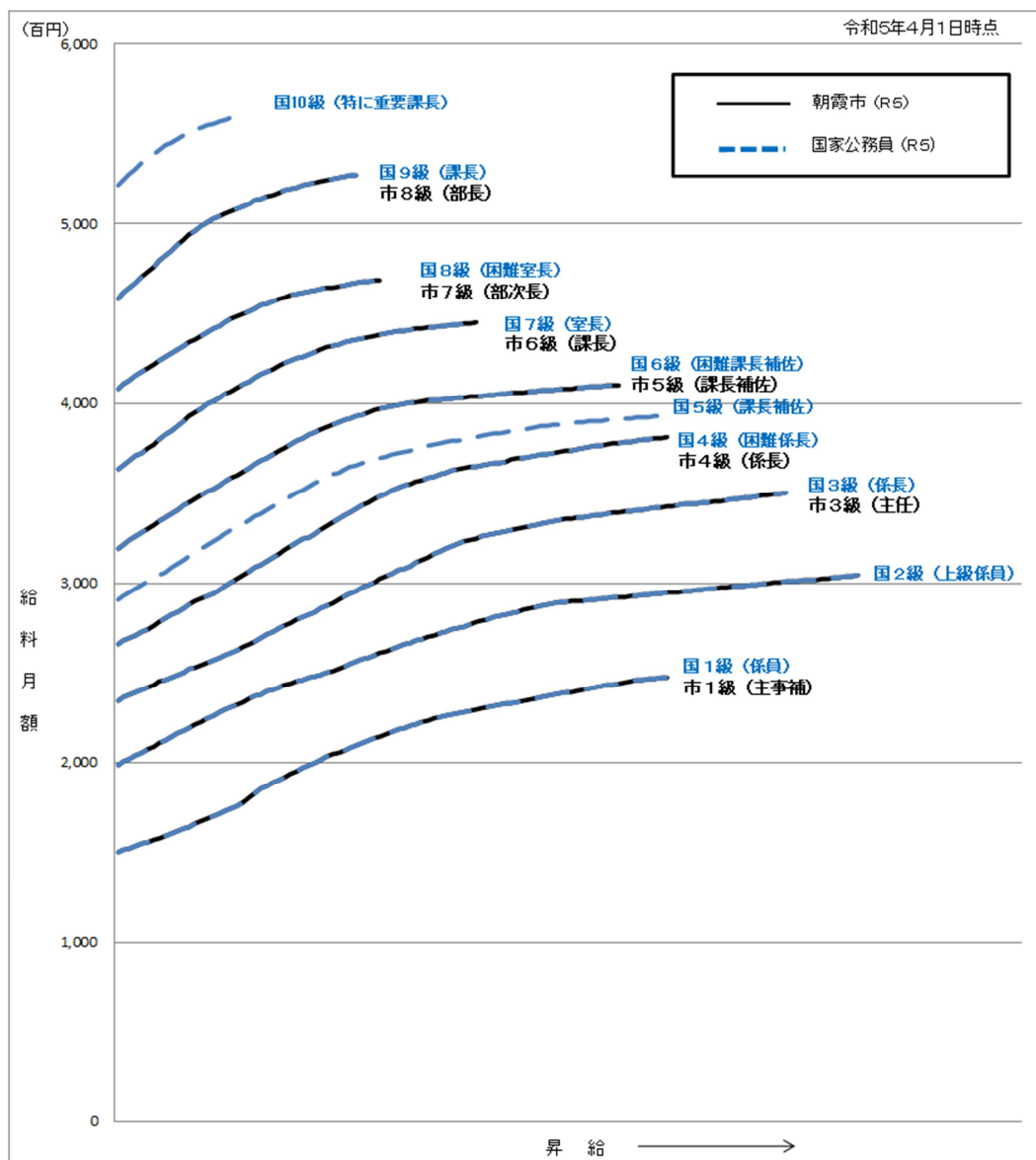
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補	26人	5.6%	150,100円	247,600円
2級	主事	96人	20.8%	198,500円	304,200円
3級	主任	134人	29.0%	234,400円	350,000円
4級	係長	97人	21.0%	266,000円	381,000円
5級	課長補佐	42人	9.1%	319,200円	410,200円
6級	課長	41人	8.9%	362,900円	444,900円
7級	部次長	13人	2.8%	408,100円	468,600円
8級	部長	13人	2.8%	458,400円	527,500円

(注) 1 朝霞市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（朝霞市）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

朝霞市	埼玉県	国
1人当たり平均支給額（4年度） 1,636 千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,650 千円	—
（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 （1.35）月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（朝霞市）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

朝霞市	国
（支給率） 自己都合 定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 なし 1人当たり平均支給額 7,879 千円 18,532 千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）			347,154千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）			454,985円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	12%	763人	12%

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）			1,381千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）			34,505円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）			5.2%	
手当の種類（手当数）			5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （4年度決算）	左記職員に対する 支給単価
防疫防除 作業手当	感染症等の防疫作業又は毒物若しくは劇薬を使用して除草若しくは病害虫の防除作業に従事した職員	感染症等の防疫作業、毒物・劇薬を使用した除草や病害虫の防除作業	—	日額 500円
清掃手当	汚物又はじんかいの収集処理に従事した職員	汚物・じんかいの収集処理	72千円	月額 3,000円
福祉業務 手当	社会福祉業務の現業に従事した職員	社会福祉業務の現業	1,309千円	月額 3,000円
行旅死病人 取扱手当	行旅病人又は死亡人の取扱いに従事した職員	行旅病人・死亡人の取扱い	—	1件 3,000円
動物死体 処理手当	犬猫等動物の死体の取扱いに従事した職員	動物の死体の取扱い	—	1件 200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	171,958千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	279千円
支給実績（3年度決算）	163,351千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	268千円

（注） 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	配偶者、父母等 主事補～課長級 6,500 円 部次長級 3,500 円 部長級 0 円 子 10,000 円 16歳～22歳の子に加算 1人につき 5,000 円	同じ	—	62,689 千円	227,131 円
住居手当	借家等 支給限度額 28,000 円	同じ	—	54,611 千円	288,946 円
通勤手当	鉄道等の交通機関等利用者 6か月定期券の価額の6分の1 支給限度額 50,000 円	異なる	国の支給限度額は55,000 円	47,724 千円	85,373 円
	自動車等の交通用具使用者 距離に応じて支給 2 km以上 5 km未満 2,900 円 5 km以上 10 km未満 4,700 円 支給限度額 31,600 円	異なる	一部の区分における支給額が異なる		
管理職手当	部長級 80,000 円 部次長級 60,000 円 課長級 50,000 円 課長補佐級 35,000 円	異なる	支給区分・支給額が異なる	79,917 千円	547,372 円
休日勤務手当	祝日等の正規勤務時間に勤務した場合 1時間当たりの給与額×135/100	同じ	—	8,084 千円	67,930 円
単身赴任手当	異動等で配偶者と別居する単身生活者 30,000 円＋下記加算額 100 km以上 300 km未満 8,000 円 300 km以上 500 km未満 16,000 円 加算額の上限 70,000 円	同じ	—	—	—

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分				給 料 月 額 等		
給 料	市 副	市	長 長	930,000 円 788,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
					1,030,000 円／686,000 円 880,000 円／526,400 円	
報 酬	議 副 議	議	長 長 員	473,000 円 412,000 円 390,000 円	760,000 円／450,000 円 670,000 円／390,000 円 620,000 円／370,000 円	
期 末 手 当	市 副	市	長 長	(令 和 4 年 度 支 給 割 合) 4 . 4 0 月 分		
	議 副 議	議	長 長 員	(令 和 4 年 度 支 給 割 合) 3 . 7 5 月 分		
退 職 手 当	市 副	市	長 長	(算定方式) 930,000 円 × 在 職 月 数 × 35/100 × 115/100 788,000 円 × 在 職 月 数 × 21/100 × 115/100	(1 期 の 手 当 額) 17,967,600 円 9,134,496 円	(支 給 時 期) 任 期 ご と 任 期 ご と
	備		考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

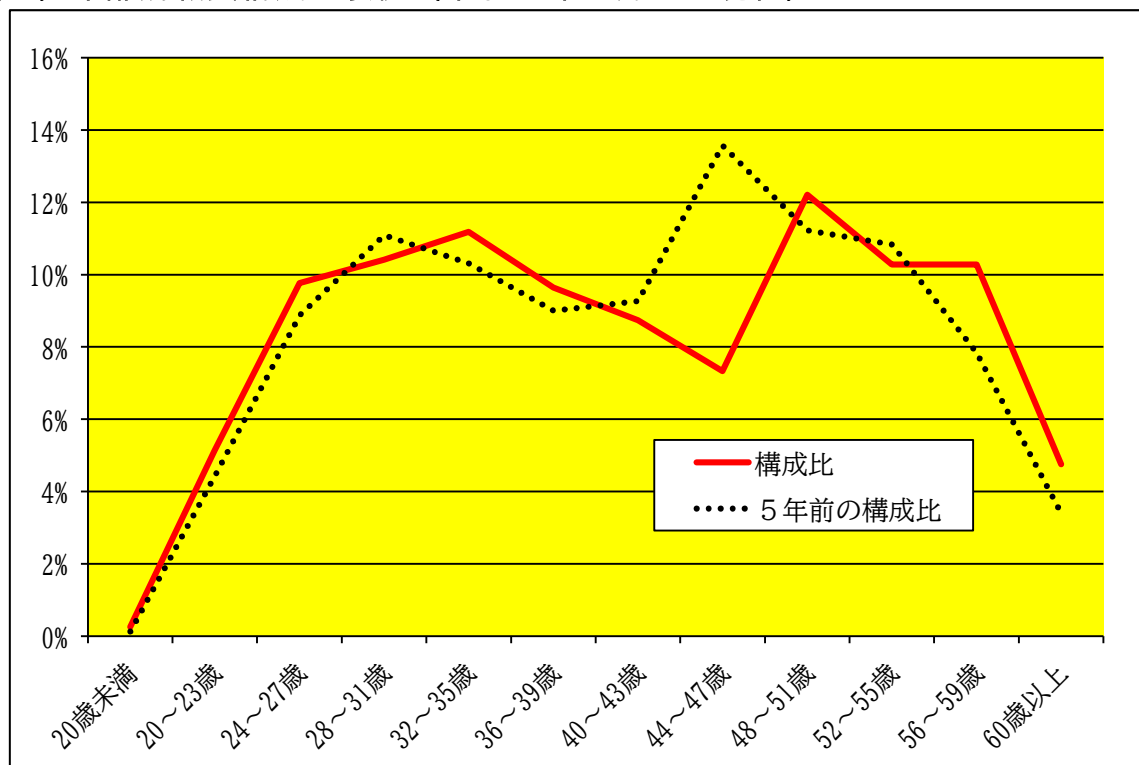
(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
部 門			令和 5 年	令和 4 年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	7	7	0	
		総務・企画	168	163	5	調整による増
		税 務	50	50	0	
		民 生	249	255	△6	保育士の減
		衛 生	53	54	△1	ワクチン接種推進室体制縮減による減
		労 働	2	2	0	
		農 林 水 産	4	4	0	
		商 工	4	4	0	
		土 木	59	58	1	調整による増
		計	596	597	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 41.37人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 47.43人)
	教 育 部 門		115	113	2	調整による増
	小 計		711	710	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 49.35人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 61.81人)
会計部門 公営企業等	水 道		23	23	0	
	下 水 道		11	11	0	
	その他(国保等)		33	32	1	
	小 計		67	66	1	
合 計			778 [830]	776 [830]	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 54.00人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 2	人 40	人 76	人 81	人 87	人 75	人 68	人 57	人 95	人 80	人 80	人 37	人 778

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

年度 部門別	30年	31年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の 増減数（率）
一般行政	580	600	596	587	597	596	16(2.8%)
教育	121	119	118	113	113	115	△6(△5.0%)
普通会計計	701	719	714	700	710	711	10(1.4%)
公営企業等会計計	65	64	64	65	66	67	2(3.1%)
総合計	766	783	778	765	776	778	22(1.6%)

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況（決算）

区 分	総 費 用 A	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職 員 給 与 費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	千円 2,064,686	千円 394,330	千円 116,016	% 5.62	% 5.93

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 36,864 千円を含まない。

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 24	千円 90,371	千円 37,785	千円 24,724	千円 152,880	千円 6,370	千円 6,018

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
朝霞市	47.4歳	386,787円	539,198円
団体平均	45.7歳	335,310円	500,619円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

朝霞市（水道事業）	朝霞市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（4年度） 1,716 千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,636 千円
（4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	左に同じ
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20%	左に同じ

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和５年４月１日現在）

朝霞市（水道事業）				朝霞市（一般行政職）	
（支給率）	自己都合	定年		支給率・加算措置は、左に同じ	
勤続２０年	19.6695 月分	24.586875 月分			
勤続２５年	28.0395 月分	33.27075 月分			
勤続３５年	39.7575 月分	47.709 月分			
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分			
その他の加算措置 なし					
１人当たり平均支給額			－ 千円	１人当たり平均支給額	15,095 千円

ウ 地域手当（令和５年４月１日現在）

支給実績（４年度決算）			11,544 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（４年度決算）			480,969 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全地域	12%	24 人	12%

エ 特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）

公営企業における特殊勤務手当は、平成２１年度に廃止しています。

オ 時間外勤務手当

支給実績（４年度決算）	3,887 千円
職員１人当たり平均支給年額（４年度決算）	243 千円
支給実績（３年度決算）	3,901 千円
職員１人当たり平均支給年額（３年度決算）	279 千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２ 職員１人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和５年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	支給実績 (４年度決算)	支給職員１人当たり 平均支給年額 (４年度決算)
扶養手当	配偶者、父母等 主事補～課長級 6,500 円 部次長級 3,500 円 部長級 0 円 子 10,000 円 16 歳～22 歳の子に加算 １人につき 5,000 円	同じ	1,984 千円	165,269 円
住居手当	借家等 支給限度額 28,000 円		1,788 千円	256,208 円
通勤手当	鉄道等の交通機関等利用者 ６か月定期券の価額の６分の１ 支給限度額 50,000 円		1,536 千円	63,990 円
	自動車等の交通用具使用者 距離に応じて支給 2 km 以上 5 km 未満 2,900 円 5 km 以上 10 km 未満 4,700 円 支給限度額 31,600 円			
管理職 手当	部長級 80,000 円 部次長級 60,000 円 課長級 50,000 円 課長補佐級 35,000 円		3,840 千円	548,571 円
単身赴任 手当	異動等で配偶者と別居する 単身生活者 30,000 円＋下記加算額 100 km 以上 300 km 未満 8,000 円 300 km 以上 500 km 未満 16,000 円 加算額の上限 70,000 円		—	—

(2) 下水道事業

①職員給与費の状況（決算）

区 分	総 費 用 A	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職 員 給 与 費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 3 年度の総費用に占 める職員給与費比率
4 年度	千円 1,712,803	千円 232,569	千円 50,830	% 2.97	% 2.88

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 22,027 千円を含まない。

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B		
4 年度	人 11	千円 42,503	千円 18,262	千円 12,091	千円 72,857	千円 6,623	千円 5,936

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、5 年 3 月 31 日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
朝霞市	44.9 歳	378,778 円	565,815 円
団体平均	44.3 歳	330,766 円	493,186 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

朝霞市（下水道事業）	朝霞市（一般行政職）
1 人当たり平均支給額（4 年度） 1,705 千円	1 人当たり平均支給額（4 年度） 1,636 千円
（3 年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	左に同じ
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20%	左に同じ

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和５年４月１日現在）

朝霞市（下水道事業）				朝霞市（一般行政職）	
（支給率）	自己都合	定年		支給率・加算措置は、左に同じ	
勤続２０年	19.6695 月分	24.586875 月分			
勤続２５年	28.0395 月分	33.27075 月分			
勤続３５年	39.7575 月分	47.709 月分			
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分			
その他の加算措置 なし					
１人当たり平均支給額			－ 千円	１人当たり平均支給額	15,095 千円

ウ 地域手当（令和５年４月１日現在）

支給実績（４年度決算）			5, 4 4 9 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（４年度決算）			4 9 5, 2 8 6 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全地域	1 2 %	1 1 人	1 2 %

エ 特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）

公営企業における特殊勤務手当は、平成２１年度に廃止しています。

オ 時間外勤務手当

支給実績（４年度決算）	2, 5 7 2 千円
職員１人当たり平均支給年額（４年度決算）	3 2 2 千円
支給実績（３年度決算）	2, 6 7 8 千円
職員１人当たり平均支給年額（３年度決算）	3 3 5 千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２ 職員１人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和５年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	支給実績 (４年度決算)	支給職員１人当たり 平均支給年額 (４年度決算)
扶養手当	配偶者、父母等 主事補～課長級 6,500 円 部次長級 3,500 円 部長級 0 円 子 10,000 円 16 歳～22 歳の子に加算 １人につき 5,000 円	同じ	1,158 千円	289,500 円
住居手当	借家等 支給限度額 28,000 円		952 千円	317,333 円
通勤手当	鉄道等の交通機関等利用者 ６か月定期券の価額の６分の１ 支給限度額 50,000 円		645 千円	53,726 円
	自動車等の交通用具使用者 距離に応じて支給 2 km 以上 5 km 未満 2,900 円 5 km 以上 10 km 未満 4,700 円 支給限度額 31,600 円			
管理職 手当	部長級 80,000 円 部次長級 60,000 円 課長級 50,000 円 課長補佐級 35,000 円		1,740 千円	580,000 円
単身赴任 手当	異動等で配偶者と別居する 単身生活者 30,000 円＋下記加算額 100 km 以上 300 km 未満 8,000 円 300 km 以上 500 km 未満 16,000 円 加算額の上限 70,000 円		—	—